

事 務 連 絡
平成 29 年 7 月 26 日

各都道府県障害福祉主管部（局） 御中

障害保健福祉部企 画 課
精神・障害保健課

障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっての運用ルール
等について（補足）

日頃より、障害福祉行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっては、「障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等について」（平成 29 年 5 月 2 日付障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡）においてお示ししたところですが、今般、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の情報連携に係る補足事項を別紙にまとめましたので、各都道府県におかれましては、情報連携を円滑に実施いただき、併せて庁内の他の制度主管部局へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、この旨を管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に周知していただくとともに、管内の市町村における情報連携が円滑に実施されるよう、助言等の支援をお願いいたします。

(別紙)

障害保健福祉分野における情報連携開始に当たっての運用ルール等（補足）

1. 情報連携開始の手順について

身体障害者手帳及び精神障害保健福祉手帳に関する事務についても、平成29年7月18日から情報連携を開始（試行運用開始）しており、情報連携開始に当たっての手順については、「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」（平成29年4月21日付府番第77号・総官企第227号通知。以下「運用開始通知」という。）において周知されたところです。特に試行運用期間において、情報提供ネットワークシステムによって提供された特定個人情報と申請者等によって提出された添付書類との間に齟齬がある場合など、当該事務処理に疑義がある場合の対応方法も明記されているため、再度運用開始通知の内容を確認してください。

なお、本事務連絡は、試行運用期間中の対応とし、本格運用に当たっての取扱いは別途お知らせすることとします。

2. 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳情報の取扱いについて

特定個人情報「20身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報」における身体障害者手帳については、居住地の都道府県知事等にその申請を行うこととされている他、転居時には転居した旨を都道府県知事等に届け出ることとされていますが、当該届出が適切に行われていないことがあります。その場合、同手帳は更新不要とされていることから、情報提供者が身体障害者手帳所持者の個人番号を取得することができず、結果として副本登録ができないという状況が生じており、情報照会を行った際に身体障害者手帳情報を取得できないことがあると想定されます。

また、同特定個人情報の精神障害者保健福祉手帳についても、同様に居住地の都道府県知事等に申請を行う他、転居時の届出が適切に行われていないことがあります。その場合、同手帳（2年毎の更新制）の更新の際に精神障害者保健福祉手帳所持者の個人番号を取得できるまでの当面の間は、身体障害者手帳の場合と同様に情報照会を行った際に精神障害者保健福祉手帳情報を取得できないことがあると想定されます。

これらについては、本来は身体障害者福祉法施行令第9条第2項・第4項又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項・第4項に基づく転居の届出を適正に行うべきものであり、改めて届出が徹底されるよう取り組むようお願いいたします。

また、上記の旨について、庁内の他の制度主管部局への周知をお願いいたします。

このほか、情報連携開始以降、試行運用期間中に情報照会者から情報提供ネットワークシステムによって特定個人情報が提供されない旨の連絡があった場合には、以下の対応を行っていただくとともに、今後個人番号を取得した際には、副本登録を行っていただくようお願いいたします。併せて、身体障害者手帳及び精神障害保健福祉手帳情報を照会する事務手続の制度所管部局に対し、こうした事象が発生した場合には、手帳所持者に必要に応じて転居届の提出を促すことを事前に要請するなど、今後、適切な情報連携が行えるよう、庁内の連携にも努めてください。

- ・ 情報照会者から情報提供ネットワークシステムによって提供されない旨について、運用開始通知の5(2)に基づく連絡があり、運用開始通知の5(3)に基づく原因究明を行った結果、上記の事由により個人番号が取得できていないことが原因であった場合は、申請者等によって提出された添付書類に基づいて事務処理を行っていただくよう情報照会者に伝えることとします。
- ・ 個人番号が取得できていないことが原因であった場合、運用開始通知の5(5)に係る顛末報告は、求めないこととします。なお、当該取扱いについては、総務省大臣官房個人番号企画室と調整した結果であることを申し添えます。

後日、身体障害者手帳及び精神障害保健福祉手帳について、副本登録の状況を確認させていただく予定としております。

以上